公園愛護会標準規約

　　 　　　　　　　　　　　　　　公園愛護会規約

第１条　 　　　　　　公園の維持管理を熊本市と 　　　　　 公園愛護会が一致協力し、 公園の美化並びに健全利用を促進することを目的として、地域住民や有志をもって

　　　　　　公園愛護会を組織する。

第２条　この愛護会を 　　　　　　公園愛護会（以下「愛護会」という。）と名付ける。

２　愛護会の事務所は 　　　　　　 とする。

第３条　愛護会は、所期の目的を達成するため次のことを行う。

（１）明るく、きれいな 　　　　 公園の維持に努めること。

（２）子供たちが安全に遊べるよう注意を払うこと。

（３）　　　　　 公園の清掃に協力すること。

（４）　　　　　 公園の施設を愛護すること。

（５）その他、　　　　　 公園の管理について熊本市と協力すること。

第４条　愛護会には、次の役員をおく。

（１）会　長　 1名

（２）副会長　　 　名

（３）委　員 若干名

第５条　役員は、会員の中から推薦により選出する。

第６条　役員の任期は、１年とする。但し、再任を妨げない。

２　役員の異動については、熊本市　　　土木センター維持課に連絡するものとする。

第７条　会長は、愛護会を代表するものとし、副会長は会長を助け、これに差し支えあるときは会長を代行する。

２　委員は、　　　　　 公園の健全な管理について会長、副会長に協力するものとする。

第８条　会長は、　　　　　 公園の管理について、熊本市　　　土木センター維持課と連絡を密にすることに努める。

第９条　本会は、　　 　年　　月　　日より発足する。